

令和3年6月24日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録
審議事項：林地開発許可について

令和3年7月20日

議事録署名人

事務局 (水野班長)	定刻となりましたので、ただいまより、令和3年度静岡県森林審議会第1回林地保全部会を開催します。 私、森林保全課の水野です。よろしくお願いいたします。 本日は、個別諮問案件2件の御審議と、包括諮問案件1件の答申報告に対し、御意見等を伺いたいと思います。 なお、本日は、1名の傍聴者がおりますので、あらかじめ御承知おきください。 それでは初めに、宮崎森林保全課長から御挨拶申し上げます。
事務局 (宮崎課長)	(挨拶)
事務局 (水野班長)	続きまして、議長の選任に移りたいと思います。 例規集にございます、静岡県森林審議会林地保全部会運営規程第6条に基づき、吉崎部会長に議長をお願いしたいと思います。吉崎部会長、よろしくお願いいたします。
吉崎議長	吉崎です。皆様おはようございます。リモートでの開催ということですが、どうぞよろしくお願いいたします。 (傍聴者に対し注意事項説明) それでは、事務局から資料の確認と、定足数について御報告をお願いいたします。
事務局 (水野班長)	まず資料の確認をお願いいたします。 (資料の確認) それでは続いて、定足数の報告をいたします。 本日は、委員4名の方に御出席いただいております、静岡県森林審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告いたします。事務局からは以上です。
吉崎議長	それでは本日は、個別の諮問案件が2件、包括諮問案件が1件とのことです。委員の皆様には積極的な御発言と審議の円滑な進行に御協力をよろしくお願いいたします。 なお、本日の議事録署名人ですが、お忙しいところ恐縮ですが、■■■

	<p>委員にお願いいたします。</p> <p>それでは非開示情報の取扱いにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (水野班長)	<p>委員の皆様へ、非開示情報について御説明いたします。</p> <p>例規集のインデックス 11 番、静岡県森林審議会林地保全部会における情報提供実施要領第 2 の 2 に記載のあるとおり、申請者の事業活動情報、例えば所要経費や、希少野生生物の生息情報などは、非開示情報に該当しますので、公開審議の発言の際には、御配慮いただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
吉崎議長	<p>それでは議案 1、個別諮問案件の審議に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (水野班長)	<p>それでは皆様、こちらのピンク色のファイルの 2 ページ目、議案の 1、林地開発許可について（個別諮問）こちらの一覧表の方を御覧ください。</p> <p>今回、審議をお願いしました、個別諮問案件 2 件につきましては、いずれも開発目的が太陽光発電施設の設置であり、計画場所につきましては、下田市加増野と、下田市横川となっておりますが、実際には隣接しており、同時期に行われる開発行為となっております。</p> <p>このため、重複する内容もございますので、二つの案件を一括して、説明、審議させていただきたいと思いますが、議長、いかがでしょうか。</p> <p>また、一括して説明、審議を行うことにつきまして、御了解が得られるようでしたら、審議の最初に、二つの案件に共通する非開示情報を含む内容から説明を始めたいと考えております。これにつきましていかがでしょうか。</p>
吉崎議長	<p>今回、下田市のほぼ同じ場所で、一つの河川を挟んで、南側と北側ですが、ほぼ隣接するような形になっておりまして、個別に議論するというよりも、全体的な一つの流域の大きなまとまりの中なので、一括して審議した方が良いと私は考えるのですが、委員の皆様いかがですか。</p>
各委員	<p>(了解)</p>
吉崎議長	<p>分かりました。それでは一括で審議させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、傍聴者の方には、いきなりで申し訳ないのですが、事務局の方から非開示情報を含む内容についての説明をいたしますので、恐れ入りますが、御退席をお願いしてよろしいでしょうか。</p>
事務局 (水野班長)	<p>ただいま議長から指示がありましたので、傍聴の皆様、御退席をお願いいたします。</p>

	(傍聴者退室)
事務局 (水野班長)	傍聴者がただいま退席しましたので、議事を続けたいと思います。
吉崎議長	それでは続いて、事務局から説明をお願いします。
事務局 (松野課長代理)	(個別諮問 令和3年度許可案件1、2番 非開示部分について説明)
吉崎議長	それでは傍聴者を入室させてください。
	(傍聴者入室)
吉崎議長	それでは公開審議に移りますので、事務局から説明をお願いします。
事務局 (栗島主任)	(個別諮問 令和3年度許可案件1、2番 開示部分について説明)
事務局 (栗島主任)	続いて、事業者が実施している水利用者との合意形成の取組について説明します。なお、このことについては、現在の事業者による合意形成の取組が継続されていることを考慮し、現段階での公表は、本取組への支障が生じることが想定されますので、非公開としたいと思います。議長いかがでしょうか。
吉崎議長	分かりました。非公開情報について説明があるということですので、傍聴者には大変申し訳ございませんが、御退席をお願いいたします。 また、非開示情報の説明の後に、非開示事項の審議を行いたいと思っております。公開事項の審議につきましては別に時間を設けるので、御協力をよろしくお願いいたします。
	(傍聴者退室)
事務局 (栗島主任)	傍聴者に退室いただいたので、説明を再開させていただいてもよろしいでしょうか。
吉崎議長	お願いいたします。
事務局 (栗島主任)	(個別諮問 令和3年度許可案件1、2番 非開示部分について説明)
吉崎議長	はい、ありがとうございます。今、事務局から、ずっと一連で開示情報、非開示情報と説明いただきました。 これから質疑応答に入るのですが、現在、傍聴者の方は外していらっしゃると思いますので、先に非開示情報…非開示情報というのは、個人情報、希少野生生物の情報、こういったものについては非開示情報となっていますので、そういったものについて先に質疑応答をお願いしたいと思います。
事務局 (水野班長)	議長、よろしいでしょうか。冒頭で説明しました地元の意見等も、この場で質疑応答の方をお願いします。

吉崎議長	<p>分かりました。個人情報についての件、地元のいろいろな情報についての質疑、希少野生生物の生息等が非開示情報となっているので、まずはこの非開示情報について、皆様の質問をお伺いしたい。公開情報については別途、また傍聴者の方が入られてから、議論をしたいと思いません。</p> <p>では、委員の皆様、挙手をいただいて、御発言をお願いできますでしょうか。</p> <p>では■■委員からよろしくお願ひします。</p>
■■委員	(非開示情報)
吉崎議長	ありがとうございます。事務局の方から何かあれば。
事務局 (松野課長代理)	(非開示情報)
吉崎議長	<p>最近、環境アセスのこともありまして、難しい状況が続いているというのが、私の中での率直な意見なんですね。というのは、林地開発許可の審査が、環境アセスとか他の案件に先んじて審議されているということがあるものですから。逆に言えば、林地開発許可を出した時点で、事業者サイドから見ればそれが一つの免罪符になって、林地開発許可が出ていますので、災害の防止とかそういうものについては解決済み、と言えるような状況を作り出しているということがあって、難しい状況かなと考えています。</p> <p>ただ、これについては、別途考えていかないと解決し得ない問題かと思ひますので、今回のところは、まずは林地開発許可基準に則った4項目について、肅々と、専門的な見地から、問題があるのかどうかというところを、確認をお願いしたいと思ひているのですが、その中では、土砂流出とか、水の確保、そういったものについては、明確な審査基準があって、基本的には、それに則った対策を採ってくれば、森林法上の条件はクリアされていると判断できる、ということかと思ひております。</p> <p>ただ、環境の保全とか、水質の確保については、確固たる数式をもって判断するという基準が示されているわけではないので、これらのことについては、この部会の中でしっかりとした議論をして、環境への影響への配慮というものが、ちゃんとクリアされているのかどうか。そういう点で、審査をすればいいのかなと考えております。</p> <p>ですので、■■委員の一番御心配なところの、例えば土砂流出とか、水資源の確保のところについて、現時点では、審査基準をクリアされているので、仮に、現地の地質とか地形の特性、若しくは現地調査によ</p>

	<p>て現地を見ていただいた範囲で、いや、これは、県全体一律で今作られている基準だけでは不足があると。この地域に、更に上乘せした新しい基準、考え方を乗せていかないと、住民等の考えている不安、懸念を払拭できない。ということであれば、そういうところを中心に御審議いただければと考えています。</p> <p>■■さん、現地に行って、大雨の中で見ていただいて、現在、県の事務局の指導を受けて、事業者の方がいろいろな対策をしているのですが、その特性を考えて上乘せした考え方なり、指導、意見が必要かどうかについて、御発言をお願いしたいのですが。</p>
■■委員	<p>事前に意見を述べさせていただいたのですが、やはり地盤が脆いというのと、空間的な不均一性が非常に高い。ボーリング調査の結果も送っていただいたのですが、風化土層の厚さが、当然ですけれど、場所によって全然違いますし、凝灰岩のエリアと安山岩のエリアが混在しています、やはり地質による違いというのも、同じ一つの事業地内でもあるのかなということも思ったので、堰堤の設置箇所とか、あるいは何か構造物を設置する場所については、その場所の詳細な地盤調査が必要なのかなというのが一つ。</p> <p>あとは、かなり大規模な谷埋め盛土をするのですけれども、基本的にその部分については、水は暗渠で流すということですが、暗渠の通水能力が、十分かどうかというのが、ちょっと気になりました。細かいことかもしれませんが、ただ、十分でないと、一つは、地下水がかなり上昇して、盛土の不安定化につながる可能性もある。あとは、そのうち地表流が発生した場合に、地表面の土砂が流される。といったことが懸念されるので、排水をしっかりした方が良いのではないかという印象を持ちました。</p>
吉崎議長	<p>今の■■委員からの御指摘は、大規模な盛土が行われて、その下に暗渠排水が行われるけれども、暗渠排水の能力がどうかという問題と、もしも能力が不足していた場合に、地下水の上昇につながって、結果として盛土の不安定化につながるのではないかという御懸念かと思うのですが、暗渠排水の能力はどうなのでしょう。</p>
事務局 (栗島主任)	<p>はい。こちらが先ほど申しました暗渠排水になります。こちらの能力につきましては、残置森林とか、外周からの水も入ってきまして、かなり流量が多くなります。</p> <p>その部分につきまして、まず仮設の時、工事中は、上に水が流れず、全部、盛土施工中の下を通り、ここから落として流すような設定になっておりますので、表面に降った水全部、外から来たもの、上か</p>

	<p>ら来たものも含めて全て、仮設ということも考慮しまして、3年確率の降雨強度の洪水は全て下流に流せるように、径を決めております。その結果、先ほど申し上げました日新と下田2と径が違っていたのは、そのような理由によるものです。</p> <p>施工中は、表面の排水施設が整備されますので、全てが地下に行くわけではないということで、施工後については、盛土に降った雨の浸透水と湧水というものを取っていくというところですが、ただ洪水時の方で仮定して大丈夫というふうにしておりますので、現地を見ても、洪水時に出てくる雨を超えるような湧水というものは確認されておられませんので、施工後についてはこの施工中の径でカバーできるものと考えて設定されております。</p> <p>もう1点、地盤調査につきましては、こういった案件、以前から多くなってきておまして、事業計画書に、構造物施工位置、ここで言うと、この緑色の補強土壁の、床をつけると言いますか、切土した段階で地面が見えますので、そこで基礎地盤調査を実施します。また、盛土の材質についても、掘った土によって強度や抵抗力が違いますので、実際に使う土の質に合わせた試験を行いまして、この擁壁の安定計算ですとか、盛土の滑りの計算をやり直して、結果アウトが出れば、設計を見直すというような作業をするよう、事業計画書に記載しておまして、これをやらない場合は、防災に支障があるということになってしまうので、ここは徹底させているところでございます。</p> <p>現在、これについては、事業者が申請図書に書いてある書いていないに関わらず、許可条件の一つとして、許可する時に許可証につけておまして、これをやらないと、場合によっては工事中止を指導するようなことも有り得ると御理解いただければと思います。以上です。</p>
吉崎議長	■■委員、いかがですか。
■■委員	暗渠については、例えば、各ポイントの流域面積×降雨×流出率、流出率を幾つに取っているかは分からないですけども、それ相当分の流水は通過できるような、径を設定しているという理解でよろしいでしょうか。
事務局 (栗島主任)	そのとおりです。集水区域を取りまして、洪水流量と係数、開発地は0.9、森林は0.6という、通常の係数を用いまして、設計しております。
■■委員	分かりました、ありがとうございます。
■■委員	私の方から一つだけ先にちょっと確認したいのですが、この1号調整池が一番その範囲の末端にあるわけですが、ここから下流に水が出る時というのは、どういうふうに出るのでしょうか？

<p>事務局 (松野課長代理)</p>	<p>すみません。今、非開示情報というよりも、開示のところで傍聴者にもお話しいただきたいような質問になると思いますので、よろしければその質問は開示のところ…今の話は地元の懸念から発展したので、やむを得ない部分もあったのですけれども、地元の懸念と、希少種等に絞って…</p>
<p>■■委員</p>	<p>農業利用に時間差で影響はないのですか、という質問をしたかったのですけれども。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>農業利用についても、技術的な部分は開示で、地元の方との合意形成についてののみ非開示とさせていただくので、お手数ですが申し訳ありません。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>では他に、非開示情報について質疑ありますか。時間もないので、■■委員、いかがですか。</p>
<p>■■委員</p>	<p>事前に自然環境調査の報告書をいただきまして、見させていただきました。昨日配られた付帯意見等比較表の中に、私が述べた意見がまとめてくださってあるのですが、先ほどの吉崎議長の話もありましたけれど、私が求めている調査の内容というのが、アセス基準の調査になってしまうかもしれないので、そのところの判断が難しいのですが、一応言わせていただきます。 (非開示情報)</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>ありがとうございます。 皆様のお手元に、森林審議会林地保全部会付帯意見等比較表というのがあるかと思います。 ■■委員と■■委員からのお話は、この右側の部分に書かれたことについての御発言だったかと思っています。 私自身は、環境アセスと森林法はなかなか難しいのですが、特に、貴重な動植物についての扱いとしては、森林法側は、環境の保全の見地からということなので、種の保存というよりは、そういう動植物の生息に影響があるような森林がどうなるのか、というところが一つ大きな視点かなと思ってまして、例えば残置森林の配置ですとか、量ですとか、比率ですとかそういったことを考えたときに、現状の報告だけでは、残した森林が、貴重な動植物を維持していくためのものとしては不十分である、という場合には、許可は出せないのかなと。 ただ、開発の後にしっかりモニタリングすることによって、ある程度、環境アセスに近いレベルの調査までは追いかけていけると。 現時点で例えば残置森林が、従来の基準よりも十分確保されていて、野生生物の生態を考えたとしても、これだけの残置森林がここに</p>

	<p>残っていれば、そこまでの、対象への影響ということ、森林という意味では、考える必要はないのではないかという場合には、許可を出す。許可を出した上で、付帯意見として、事後の調査を求めるとい、そんなスタンスではないかと思っているんですね。</p> <p>環境アセスの方はむしろ、貴重な種が見つければ、この種の巢の位置とか、生態、行動を全部評価をして、本当に、それを保全するためにどういう対策が必要かというところまで追いかけるというか、やっていただくということになるのかなと思っているのですが、そんな理解でいかがでしょうか。</p> <p>■■委員どうぞ。</p>
■■委員	<p>事務局あてに質問を投げかけさせていただいてよろしいですか。事業者が自主的に残置森林以外に、保存樹林帯という、もともとの計画地の周辺を保存されるというお話ですけれども、これが法律的に、今後も残されるのか守られるのかというのは、どこか担保されるのでしょうか。</p>
事務局 (栗島主任)	<p>回答いたします。法律的には、義務はないという回答になります。そこを制限するものはないと回答いたします。</p> <p>残置森林については御存じのとおり維持管理協定がございます。こちらも法的にというよりも、紳士協定であります、文に残すので守られる可能性が高い。</p> <p>外周部については、事業者の方から計画書内で、自社所有地として維持管理していくというふうに明記されておりますが、それについて協定ですとか制約はございませんので、仮に事業者が、ここをどこかに売ってしまおうとか、転用しようという話になった場合、それについて、当然、このように計画しているのだから計画のとおりという指導はいたしますが、それに対して法的に、事業を止めるとか、中止とか、命令するということは、できないと認識しております。</p>
■■委員	<p>そうすると、自分の土地の中なので、場合によっては、今、残置森林率が50%あるじゃないですか。でも例えば、最低限の基準は25%ということを考えれば、仮に、今回の造成が一旦終わった後に、他の砂利採取の案件もそうですけれども、追加でパネルを設置したいという申請を持ってくる可能性が、無きにしもあらずで、残置森林のうち、更に太陽光パネルを追加して設置したい、ただ、森林率としては25%を超えないので、いかがですかという話が将来出てくる可能性は当然あるわけですね。</p>
事務局	<p>ゼロではないですが、この開発行為については、1点目として、</p>

(栗島主任)	<p>今、事前相談中ではあるものなのですが、下田市の指導要綱の基準で、改変率50%というものがございまして、基本的にそちらの方の基準を遵守すれば、残されていくというもの。</p> <p>(非開示情報)</p>
■■委員	(非開示情報)
事務局 (栗島主任)	(非開示情報)
事務局 (松野課長代理)	<p>補足します。やはり拡大をすると、調整池等を、容量とかをまた大きくしなければなりません。あと造成の工程から、一般的な話になるんですが、今、パネルを張ってある所を、また剥がして、トラックとか重機が走って、また盛土切土をするというのは、なかなか手間な部分がありますので、一般的に考えれば、施工コスト等を考えれば、一度にやるのではないのかなと。今後ですね、よっぽど単価が良くなるとかそういう話があれば、考えられるのですが、施工コスト的にはその二つに分けてやるというのは非常に…また別の進入経路とかですね、そういう話があれば別なのですが、一つの進入経路を考えた場合は、コスト的には、もう1回拡大するのは合理的ではないのかなと。ただ、全くゼロではないです。</p> <p>また、先ほど議長に説明していただいた森林法の考え方と、アセスの考え方のところについて、補足説明させていただきます。周辺地域の保全について、林地開発の基準の一部を読ませていただきます。</p> <p>『貴重な動植物の保護等の必要がある場合は、森林区域内の適切な箇所、保全区域を設置すること。』ですので、議長がおっしゃったように、やはり種の保存というよりも、あくまでも森林の機能ということで、その生息環境とか、そういう保全区域を設けることというような内容になっています。それがまず1点です。</p> <p>ただ、そこを超えて議論を全くしてはいけないという話ではありませんので、専門的な意見をいただいた上で、それを付帯意見としてまで取り入れるのか、それとも、そうではなくて指導事項として…付帯意見は、森林審議会の法的な意見を構成する一部、指導事項は、意見を構成しないのだけれども事業者に努力を求めるもの。</p> <p>自由な意見を言っていた上で、基準に合っていないのか、それとも基準に合っているけれども付帯意見を付すのか、指導事項にするのか。その辺りは、御判断いただければよろしいのかなと思います。</p>
■■委員	今回のこの申請書の中に、保全区域を設定しますというようなこと

	ろがあるんですか。
事務局 (松野課長代理)	それは残置森林であったり…
■■委員	残置森林が保全区域と理解するということですか。
事務局 (松野課長代理)	ピンポイントでどこの部分がというわけではないですけども、基本的には残置森林とかそういうところで判断しております。
■■委員	逆に言えば、そういうものが生息しているからちゃんと保全区域を設定しなさいという指導は有り得るということですね。
事務局 (松野課長代理)	そうですね、移植等も併せて。
■■委員	例えば移植をしたら、その移植した地域は、保全区域として指定して、しっかり定期的にモニタリングするように、ということは有り得るわけですね。
事務局 (松野課長代理)	付帯意見としては、その辺りは森林審議会で形成していただくものなのですが、そこからさらに、許可条件に付す時は、県の方で、条件にまで入れられるものなのか、入れられないものなのか、その辺りは県の方で判断します。
吉崎議長	時間がどんどんなくなってきたので、■■委員から何かございますか？
■■委員	(非開示情報) そのときに、自然保護課との協定というのはどういうものがこれから結ばれようとしているのかとか、この辺りもう少し情報が欲しいということ。逆に言うとその辺り、今後、工事期間中も完成後も含めて、かなり丁寧にモニタリングしていかななくてはいけないということは、この場ではちゃんと言っておかななくてはいけないと思いました。
吉崎議長	今、付帯意見案として、■■委員からの防災に関する付帯意見案とか、■■委員からは動物の保全対策とか、景観対策について■■委員の方からも出ております。あとは、八幡川流域の農業用水についても、地元理解を得るようという付帯意見案が出ているのですが、今日、この時間の中で、全部議論を終結して、例えば開発許可の結論を出すけれども、付帯意見を付して許可を出すのか、という結論を出さなければいけないと思っているのですが…今、■■委員から出たように、あまりこう軽々とというか、急いで今日出すのか、それとももう1回、時間を取ってしっかり議論して、納得した上で許可をするという形が良いのか、皆様の御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。■■委員のお話をお伝えすると、やはりしっかり考えた上で結論を出した方が良く

	<p>いうお考えですよ。</p>
<p>■■委員</p>	<p>この赤のインデックスで1番の7ページを見ると、自然保護課と協定締結に向けた協議を実施中ということで三角が付いているんですね。ここへはどのような議論で、そこら辺の情報が…</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>事務局、ちょっといいですか。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>説明させていただきます。自然環境保全協定につきましては、今、自然保護課が、申請書についております■■委員に見ていただいた希少動植物の調査結果・保全対策の資料一式を確認して、調査の結果と手法、また大枠としての保全対策については了承している。ただ、林地開発の審査が終了しないと、事業計画が完全には固まらないので、事業計画が固まった後に、最後の詰め協議、具体的な保全対策についてももう1回協議しようという流れになっております。今その段階にあります。</p> <p>それにおいて、具体的な、図面をもつての保全対策が確定しましたら、その後、この保全対策について、事業者と県の間で協定を締結するという段取りになります。</p> <p>ですので、自然保護課といたしましては、今審議いただいている、これは事務局の方で審査をして、整っている図面ということになりますので、それをもって、最後に保全対策についても指導するタイミングがあるという形になっております。</p> <p>また、この件については自然環境につきまして、県の自然環境保全条例プラス、7ページの表に書かせていただいたとおり、環境アセスの2種事業に該当するのではないかとということで届出を指導しております。ただ届出の結果、影響評価があるかどうかは、県が市の意見等も聞きながら判断することになるので、確定ではございませんが、県としては、アセスの手続についても、適正に進めるように行政指導しているところでございます。</p> <p>もう1点ですが、協定を結んだらもう放置なのか、というところにつきましても、事業者を確認いたしまして、希少動植物、モニタリングの結果、希少なものがまた確認されたときには、改めてその確認された状況ですとか、場所等を踏まえまして、保全対策について、自然保護課又は専門家と、協議する予定であると回答を受けております。以上です。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>■■委員、追加の御発言はございますか？</p>
<p>■■委員</p>	<p>はい。大丈夫です。アセスの法制度と、林地開発許可の住み分けが</p>

	やっぱり難しいなと痛感します。
吉崎議長	今日はお昼までなんですが、これから開示情報についての議論もありますし、それから包括諮問がもう1件ありますので、今日この部会で全て許可した上での付帯意見というところまでは、難しいのではないかなと。
事務局 (松野課長代理)	松野です。許可するかしないか自体は県の方で判断しますので、意見として、4項目に該当するかしないかという意見をいただくということなのですが、そちらの審議時間、不十分で再審議したいということであれば、それは審議会の御判断に従います。
吉崎議長	はい。皆様いかがでしょうか。
事務局 (松野課長代理)	ただできれば、見送るとしても公開審議なしということではなくて、公開審議はしていただきたいです。
吉崎議長	皆様の御意見を聞いて、十分ではないという意見が多ければ…
事務局 (松野課長代理)	継続審議にすることは、審議会の御判断ですので、従います。
吉崎議長	私としては、この時間になってバタバタとまとめるよりは、この案件については、傍聴者を入れて開示情報の議論をした後に、もう1回時間を取って部会を開くのが良いのかなと考えているのですが。
事務局 (松野課長代理)	下田の2件について、継続審議されることは結構です。あと、できれば、包括は1件ですので、御報告させていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。
吉崎議長	分かりました。では12時過ぎるくらいになるかもしれませんが、よろしいですか皆様。
各委員	(了解)
吉崎議長	では、そうしましょう。非開示情報も含めて、もう1回継続審議すると。ただし、これから傍聴者も入れて公開情報について議論した後、包括諮問を扱って、今日はそこまでということで御了解ください。 それでは、非開示情報についての質疑応答はここまでにさせていただきますので、傍聴者を入れていただいてよいですか。
	(傍聴者入室)
吉崎議長	それでは開示情報について、委員の方からの質疑応答に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。
■■委員	では私の方から。調整池から通常の河川に水が出るタイミングはどういう感じになるんですか。例えば、さっき言ったみたいに、降雨とか流出とかを考えれば、下流で使う農業用水の必要用水量の2倍の量

	<p>が確保されているから問題はない、という話でしたけれども、調整池から八楠川とかに水が出る時のタイミングというのは、降った雨で浸透しなかった分は、そのまま素通りで出ていくわけではなくて、一旦調整池で止まるんですよね？調整池で止まっている間中は、下流には水は流れていかないんですよね。時間差による下流への流量の影響は考えなくてもよいのですか？</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>こちらについても、通常あまりしない検討ではあるんですが、事業計画書内で検討されております。その中によりますと、先ほど説明しました調整池には、底の部分に常時水を流す穴が開いていまして、今回、下流の稲生沢川がネックと最初に御説明しましたが、そこが約60mm/hの降雨強度がございます。その降雨強度相当の雨は、調整池から流せるという形になっていまして、常時、通常の雨くらいの降雨であれば、そのオリフィスという穴を通して、水は確保されます。ただそれ以上の雨がいったときに時間差を設けるという施設になります。</p>
<p>■■委員</p>	<p>では、通常はオリフィスを通して、利水に影響はない範囲の流量は流れていると。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>通常の流量を阻害するまでは絞らないという形になります。洪水時に機能するという形になります。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>委員の皆様から御質問ございますでしょうか。 ■■委員、お願いします。</p>
<p>■■委員</p>	<p>緑化計画のところに、やはり外来種が見受けられるんですが、ここは、これまでもこの場でいろいろ議論があったと思うのですが、どう考えたらよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>こちらにつきましては、事業者の方で、選定の理由を確認していきまして、最初は全部外来でした。それに対して、在来にしようということで指導しまして、その中で一部外来を残している理由というのが、早期緑化をまず図りたい部分があって、早く機能する部分ということで、実績のある外来種を使うと。ただ他の部分で在来種を使うことで、後々は在来種に置き換わるような形で緑化したいと考えて選定しております。</p> <p>ただ通常の案件ですと、外来種が1個でも入っていれば、在来でも活着が早いものはあると思いますので、全体的に在来種の使用に努めることというような指導事項を付している事例は、通常ございます。</p>
<p>■■委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>■■委員</p>	<p>この緑化に関してはなかなか苦しいところがあるのですけれども、例えば、さっき言った在来と言われているヨモギ、メドハギ、ヤマハ</p>

	<p>ギ。これは事業者さんはどれくらいの意識があるんですかね。例えばヨモギとかメドハギと言っても、ほとんど中国産の種とか韓国産の種ということが十分有り得るのではないかと思うのですが。在来種と言われても、実は種は外から入ってきているという。そういうところまでの意識は事業者さんにはあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>そうですね、意識までちょっと確認しておりません。</p>
<p>■■委員</p>	<p>なかなか、自然保護地域とか、国立公園特別地域とかではないので、こちらからそれを強く言うことは難しいのかもしれないですが、是非、緑化目的と将来の緑化目標をしっかりと定めてほしいですけれどね。侵食防止のための急速緑化ということと、自然を回復するための在来種を持ってきたというものをしっかりと両立していただいて、将来しっかりと周辺地域になじむような緑になるように、やってもらいたい。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>■■委員</p>	<p>よろしいでしょうか。緑化という意味ではシカ対策がすごく重要だと思うのですが、現地の今の状況を見ましても、下層植生がほとんど無いような箇所もありまして、現時点でも土砂の流出が起きている箇所があるなという。事業を行って、緑化をした場合、なおさらシカの影響を受けやすくなって緑化がうまくいかないということも考えられるので、緑化が成功するように、緑化の作業そのものもそうですが、緑化の維持管理がすごく重要だなと思います。</p> <p>例えばシカ柵を設置するとか、そういう具体的な対策というのは何か今出されたりしているのですか。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>はい。ちょっと今図面をお示しすることができなくて申し訳ないのですが、事業者の方に、当該地、伊豆半島ですとシカの場合が多いということで、対策を確認しております。</p> <p>その中で、事業区域の外周、今出ている図面でいきますと、右側の法面も含めて、外部を覆うような形で、フェンスが設置されます。大体2mのフェンスでして、下の1.5mくらいが通常のコメツメのフェンスで、上の40cmくらいが有刺鉄線になっているようなフェンスで外周を覆うと。</p> <p>これは、電気の保安上の安全設備ということで、電気事業法の中でやることになっているのですが、事業者に、その配置を、シカ対策を踏まえて考えるようにということで指導して、通常、発電所だけ覆われるんですが、法面等、植生を守るべき所も踏まえて設置するように</p>

	<p>ということで、指導をして、そのように事業者の案も提示されております。</p>
■■委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
吉崎議長	<p>他にございますか。</p> <p>他はよろしいですかね。手が拳がってないようですので。事務局、大丈夫ですか。開示情報はこの辺りで、これも含めて、継続審議に。</p>
事務局 (松野課長代理)	<p>結構です。審議会の御判断に従います。</p>
吉崎議長	<p>皆様よろしいですね。</p>
各委員	<p>(了解)</p>
吉崎議長	<p>では、まだ継続で審議をしたいですが、包括の方もございますので、下田の2件全体として1件の案件になりますが、これは非開示情報も開示情報も含めまして、審議としては継続させていただくということで、本日は終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、包括諮問の方、よろしいですか。</p>
事務局 (水野班長)	<p>ただいま議長からお話のありましたとおり、議案1につきましては、次回以降に継続審議ということで、承りました。</p> <p>続きまして、議案2の包括諮問案件の説明及び答申報告を行います。初めに、審査を行いました森林保全課から計画の概要を御説明いたします。資料につきましては、皆様にお配りしてありますピンクのファイルの、資料の3ページ目、左上、議案の2、林地開発変更許可についてと書かれた一覧表があると思いますが、今回包括諮問として答申報告させていただきますのは、明日パワー1合同会社による林地開発変更許可の案件になります。こちらにつきましては、審査を行いました森林保全課から、まず概要について説明いたします。</p>
森林保全課 (栗島主任)	<p>(包括諮問 令和3年度変更許可案件1番について説明)</p>
事務局 (水野班長)	<p>今、変更計画の概要について御説明いたしました。</p> <p>本案件につきましては、事務局の方から、『開発行為に伴う当該森林の公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。』このような答申を出しております。</p> <p>また、この案件につきましては、これまでに、許可、あるいは、2回変更許可を行っているのですが、その際、付帯意見や指導事項を付しております、これらを実に履行するよう、事業者を、今現在、継続指導しておりますので、今回新たな指導事項等は付してございま</p>

	せん。以上でございます。
吉崎議長	はい、ありがとうございます。引き続き、事業者の指導の方をよろしくお願ひしたいということと、それから他の案件の方にも是非生かしていただくよう、よろしくお願ひいたします。 この包括案件について、何か皆様の方から質問等ございますか。
■■委員	確認なんです、今回の変更は、切土盛土の土工量が変わったというのが、理由ですよね。あと、7ページを見ると、土質定数が変わっていて、どちらかと言うと安全側の土質強度になっているのですが、こういうのも工事の変更に関わっているのでしょうか。
森林保全課 (栗島主任)	はい。土質定数を確認した時に、その定数でもって安定計算をするので、当初の構造は、定数によって低い高いというものがあまして、一部で高くても、必ずしも安全側とは限らないものですから、基本的に試験をしたらその結果で安定計算をかけてもらうように指導しております。 その中で今回、安定計算で構造を変えたということになっておまして、シートの配置というものを変えたといいますよりも、この土質に合わせて全体的に見直したというような形になっております。
■■委員	強度が高くなっているのか、シートの配置というのか、補強土壁の構造なんだろうかね。それ自体は、今までよりかは、少なくとも、安全率は出されるとなりそうな気がするんですね。そういう変更なんですかね。
森林保全課 (栗島主任)	特に、当初、粘着力というのを見ていませんで、0でやるということをやっています。粘着力を見た結果、当初の安全率が非常に過大なものとなっております。そこら辺も含めて事業者の方で、土質に見合ったと言いますか、土質を見て、安定する構造に変更したということになっております。 ただですね、こちらについては1箇所良い所だけを取って、それを使って安全ということにはなりませんので、使っている土質ごと、今回で言うと、少なくとも切土する尾根ごと、土質は違うはずなので、尾根ごとにしっかりやって、また変わった箇所によってということ指導しまして、土質調査を何か所かやった上で、出た数字の中でも悪く出た方を採用しまして、このような安定計算をしております。
■■委員	分かりました。ありがとうございます。
吉崎議長	その他、よろしいでしょうか。事務局にもう一つ確認なんです、昨日いただいた資料の中に、下田市大沢の…
事務局	それはまたこの後報告を。

(水野班長)	
吉崎議長	では今の、明日パワー1 合同会社大瀬太陽光発電所については、特によろしいですね。皆様から特段の意見がこれ以上出ませんので。引き続き、ダイナミック下田市大沢の案件の御報告があるのでしょうか。
事務局 (水野班長)	それでは、昨日送付しましたけれども、令和2年度第3回林地保全部会における指導事項、こちらの方の対応状況について御報告いたします。 (報告)
吉崎議長	今のことは皆様よろしいですね。前回、■■委員、■■委員から、指導事項としては根株の腐朽の問題とか、生態系の影響についても、指導事項がありましたが、県の方で対応していただいて、事業者からの回答を得たということで、報告いただきましたので。 今後も太陽光パネル、ずっと続くと思いますので、こういった形で指導事項や付帯意見も含めて挙げていきながら、一つ一つに対応したいと思います。事務局におかれましても、引き続きこれを活かしながら、対応いただければと思います。ありがとうございました。では、報告については以上とさせていただきます。 では、事務局から連絡事項(次回開催日)をいただくことになっているんですが、今日の最初の案件については継続審議ということになりましたので、また事務局の方で日程調整をしていただければと思います。
事務局 (水野班長)	今日の継続審議事項となりました案件につきましては、あらかじめ委員の皆様にも、より円滑に審議を行えるように、質問事項を照会させていただきますので、それらを取りまとめた上で、円滑な審議が進むように、対応して参りたいと考えております。 また継続審議案件の日程の方については、再度調整させていただきます。
吉崎議長	ありがとうございます。非常に大きな案件ですので、慎重に議論をしたいということもあって継続とさせていただきたいと思いました。
■■委員	資料のお願いなのですが、今日説明していただいた二つの事業地を一つの地図にまとめた資料がございましたよね。それをいただきたいです。
事務局 (水野班長)	分かりました。その資料につきましてはまた各委員の皆様にお送りするようにいたします。
吉崎議長	はい。私もいただいた資料を切つてのり付けして貼ったら、やはりまたちょっと違う見方ができますよね。

	<p>他にはよろしいでしょうか。では、無いようでしたら本日の審議は以上とさせていただきますので、事務局におかれましては、再度日程調整をよろしくお願いいたします。</p> <p>それから議事録。今日の議事録は重要だと思しますので、まとめていただいて、■■委員の議事録署名を受けていただくようお願いします。それが終わったら、是非また委員の方になるべく早く回していただけるよう、併せてよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (水野班長)	時間の関係もございますので、次回までに間に合うかどうかちょっとここで、確約はできませんけれども、努力はいたします。
吉崎議長	箇条書だけでも結構ですので。今回どのような議論が行われたかが分かれば。次回、ここからだなという。
事務局 (水野班長)	では、最低限概要だけでも分かるように。
吉崎議長	はい、よろしくお願いいたします。 私の方からは以上ですが、事務局から追加で何か御連絡ございますか。
事務局 (水野班長)	特にございません。
吉崎議長	それでは、全ての議事を終了させていただきましたので、議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。
事務局 (水野班長)	吉崎部会長、ありがとうございました。これで閉会となりますが、最後に事務局を代表しまして、宮崎森林保全課長から皆様に一言、お礼の御挨拶を申し上げます。
事務局 (宮崎課長)	(挨拶)
事務局 (水野班長)	それでは以上をもちまして、令和3年度静岡県森林審議会第1回林地保全部会を閉会いたします。皆様、長時間にわたり、御協力ありがとうございました。